

## 令和5年度加納幼稚園の運営についての重要事項に関する規程

(名称及び所在地)

第1条 岐阜市が設置する当該幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岐阜市立加納幼稚園
- (2) 所在地 岐阜市加納東丸町2丁目9番地 1

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 岐阜市立加納幼稚園（以下「当施設」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、当施設を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）を保育し、利用子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 当施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第63号。以下「特定教育・保育施設等基準条例」という。）、岐阜市立幼稚園保育料に関する条例（令和元年岐阜市条例第23号。以下「幼稚園保育料条例」という。）、岐阜市立幼稚園管理規則（平成16年岐阜市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）、その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する特定教育・保育の内容)

第3条 当施設における特定教育・保育は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に基づき、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行うものとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(職員の職種、職務の内容及び員数)

第4条 当施設に置く職員の職種、職務の内容及び員数は次のとおりとする。

- (1) 園長 1人  
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教頭 1人

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ利用子どもの保育をつかさどる。

(3) 主任教諭 1人

主任教諭は、園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び利用子どもの保育をつかさどる。

(4) 教諭 7人 (1人 会計年度任用職員)

教諭は、利用子どもの保育をつかさどる。

(5) 養護教諭 1人

養護教諭は、利用子どもの養護をつかさどる。

(6) 事務職員 1人

事務職員は、事務に従事する。

(6) 園務員 1人

園務員は、園の雑務を行う。

(7) 栄養教諭 1人 (兼務)

栄養教諭は、利用子どもの栄養の指導及び管理をつかさどる。

(8) 給食調理員 2人

給食調理員は、給食調理をつかさどる。

(9) ハートフルサポーター 4人

ハートフルサポーターは、特別な支援が必要な利用子どもに対して、園生活の支援をつかさどる。

(10) 3歳児保育補助 2人 (4人：シフト制)

3歳児保育補助は、3歳児に対して、園生活の支援をつかさどる。

(11) 一時預かり支援員 2人 (3人：シフト制)

一時預かり支援員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「一時預かり」という。)における保育をつかさどる。

(学期)

第5条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項にあてはまる場合は、特定教育・保育の提供を行わないものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
  - (5) 学年末及び学年始め休業日 3月21日から4月9日まで
  - (6) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会に届け出た日
- 3 第2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 保育を提供する時間は、8時40分から14時30までを基本とする。

- 2 前項に定めるもののほか、同項に規定する時間以外の時間において、家庭での保育が一時的に困難になった保護者が利用の申込みを行い、園長が承認した場合は、一時預かりを実施するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当施設の保育料（特定教育・保育施設の利用に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令に定める額を限度として市町村が定める額をいう。）は、0円とする。

- 2 当施設は、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることがある。
- (1) 給食費
  - (2) 制服・制服用帽子・体操服費
  - (3) 日本スポーツ振興センター共済掛金
  - (4) 教材費
  - (5) アルバム積立費
  - (6) その他保育において必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの
- 3 その他保育に係る利用者負担

事業名	負担額	
一時預かり	規則第4条に規定する 休業日以外の日 (14時30分から17時30分)	250円 (内訳) 利用料：150円 賄材料費に係る実費相当額：100円 (令和5年度実績)
	長期休業日 (9時から17時)	500円 (内訳) 利用料400円 賄材料費に係る実費相当額：100円 (令和5年度実績)

(利用定員)

第9条 当施設の利用定員は、以下のとおりとする。

学年	定員
3歳児	40人
4歳児	50人
5歳児	50人
計	140人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、特定教育・保育施設等基準条例第23条に規定する運営規定の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用に関する事項その他利用を申込んだ利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該開始について利用申込者の同意を得る。

2 次に掲げる場合に、利用子どもに対する保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 前条の規定により転園又は退園の申出があり、その内容を適当と認めたとき。
- (3) 園長が保育に耐えられない利用子どもに対して、退園を命じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当施設は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに学校安全支援課及び利用子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 当施設は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、1月に1回以上命を守る訓練（防災・防犯等）及び1年に1回以上消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当施設は、利用子どもに対する虐待を防止するため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第14条 当施設は、提供した特定教育・保育その他の保育に係るサービス（以下「保

育サービス」という。)に関する苦情を適切に解決し、保育サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに、利用者の権利を擁護する。

(秘密の保持等)

第15条 当施設は、業務上知り得た利用子ども及びその保護者等に関する個人情報等については、利用子ども又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに文書等により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は当施設利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘密を保持する。

2 職員は業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(記録の整備)

第16条 当施設は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、修了者名簿及び転入転出者名簿については永年保存し、下記の項目については5年間保存するものとする。

- (1) 教育課程及び指導計画
- (2) 学校日誌
- (3) 教育・保育給付認定の保護者が不正受給、又は不正受給を受けようとしたときの記録
- (4) 提言、要望等及び不当要求行為等の記録
- (5) 学校事故報告書等に関する記録
- (6) 指導要録、健康診断表、出席簿等の記録
- (7) 個別の教育支援計画、個別の指導計画等特別な配慮を必要とする利用子どもの記録

(その他)

第17条 この規程に定める事項のほか、当施設の運営に関する重要事項は、市長が定める。